

令和 3年 2月19日提出

第 1 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 1 号議案	令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
第 2 号議案	令和 2 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 3 号議案	令和 2 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 4 号議案	令和 2 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 5 号議案	令和 2 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 6 号議案	令和 2 年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 7 号議案	令和 2 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 8 号議案	令和 2 年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 9 号議案	令和 2 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 10 号議案	令和 2 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 11 号議案	令和 2 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 12 号議案	令和 2 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 5 号）	別冊
第 13 号議案	令和 2 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 14 号議案	令和 2 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 15 号議案	浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例の廃止について	1
第 16 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	3
第 17 号議案	浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	5
第 18 号議案	あらたに生じた土地の確認について	9
第 19 号議案	字の区域の変更について	11
第 20 号議案	工事請負契約締結について （浜松市福祉交流センター大規模改修工事（建築工事））	13
第 21 号議案	工事請負契約締結について （浜松市福祉交流センター大規模改修工事（機械設備工事））	15
第 22 号議案	財産の交換について （南区倉松町道路用地）	17

第 23 号議案	市有財産処分について (第三都田地区工場用地 10 区画、12 区画) ……………	19
第 24 号議案	市道路線認定について ……………	別冊
第 25 号議案	市道路線廃止について ……………	別冊
第 26 号議案	市道路線変更について ……………	別冊
報 第 1 号	専決処分の報告 ……………	21
監報第 1 号	定期監査等の結果に関する報告について ……………	別冊
監報第 2 号	例月出納検査の結果に関する報告について ……………	別冊
第 27 号議案	令和 3 年度浜松市一般会計予算 ……………	別冊
第 28 号議案	令和 3 年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算 ……………	別冊
第 29 号議案	令和 3 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 ……	別冊
第 30 号議案	令和 3 年度浜松市介護保険事業特別会計予算 ……………	別冊
第 31 号議案	令和 3 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算 ……………	別冊
第 32 号議案	令和 3 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算 ……………	別冊
第 33 号議案	令和 3 年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算 ……………	別冊
第 34 号議案	令和 3 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算 ……………	別冊
第 35 号議案	令和 3 年度浜松市公共用地取得事業特別会計予算 ……………	別冊
第 36 号議案	令和 3 年度浜松市育英事業特別会計予算 ……………	別冊
第 37 号議案	令和 3 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算 ……………	別冊
第 38 号議案	令和 3 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算 ……………	別冊
第 39 号議案	令和 3 年度浜松市駐車場事業特別会計予算 ……………	別冊
第 40 号議案	令和 3 年度浜松市公債管理特別会計予算 ……………	別冊
第 41 号議案	令和 3 年度浜松市病院事業会計予算 ……………	別冊
第 42 号議案	令和 3 年度浜松市水道事業会計予算 ……………	別冊
第 43 号議案	令和 3 年度浜松市下水道事業会計予算 ……………	別冊

第 44 号議案	浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する 条例の一部改正について	29
第 45 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	33
第 46 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	35
第 47 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	39
第 48 号議案	浜松市介護保険条例の一部改正について	67
第 49 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	73
第 50 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	77
第 51 号議案	浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について	79
第 52 号議案	浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部改正について	81
第 53 号議案	浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について	85
第 54 号議案	浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について	87
第 55 号議案	浜松市道路法等施行条例の一部改正について	89
第 56 号議案	浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について	91
第 57 号議案	浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部改正について	99
第 58 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について	103
第 59 号議案	浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に 関する特別措置条例の一部改正について	109
第 60 号議案	浜松市新川モール条例の制定について	115
第 61 号議案	浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の 制定について	121
第 62 号議案	包括外部監査契約締結について	123

第 15 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例の廃止について

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例を廃止する条例

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例（昭和 3 1 年浜松市条例第 1 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 16 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市営住宅条例の一部改正について

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例

浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号の規定にかかわらず、市営住宅の入居を許可された者が、賃貸住宅の借入人の委託を受けて当該借入人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの(以下「家賃債務保証業者」という。)を連帯保証人とする場合は、請書に当該家賃債務保証業者による当該市営住宅の入居を許可された者の家賃その他の当該市営住宅の入居に係る債務の保証に関する書面を添えて提出すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 17 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成29年浜松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(手当の減額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 防疫作業手当</u></p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(防疫作業手当)</u></p> <p><u>第5条の2 防疫作業手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症及び同条第3項に規定する二類感染症並びにこれらに相当するものとして教育委員会規則で定める感染症（以下「感染症」という。）の患者の移送若しくは感染症の防疫作業又は開放性結核患者の予防救治の作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、作業1件につき450円（一類感染症及びこれに相当するものとして教育委員会規則で定める感染症の患者に係るものについては、600円）とする。</u></p> <p>(手当の減額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 (略)</u></p>

(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当)

2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、教育委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条の2第1項（教育委員会規則で定める作業に限る。）の規定は、適用しない。

3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他教育委員会がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

4 附則第2項の手当の額は、勤務時間に応じて、教育委員会規則で定めるところにより、これを減額して支給することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 改正後の浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年5月18日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用する。

第 18 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

浜松市長 鈴 木 康 友

- 1 浜松市西区舞阪町舞阪字浜表2668の37、2668の269、2668の35の西側に隣接した道路敷、2668の261、2668の255、2668の256の西側から北側に隣接した道路敷及び2668の199の地先 公有水面埋立地
892.31平方メートル

第 19 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

浜松市長 鈴木 康 友

1 西区舞阪町舞阪字浜表に編入する区域

浜松市西区舞阪町舞阪字浜表2668の37、2668の269、2668の35の西側に隣接した道路敷、2668の261、2668の255、2668の256の西側から北側に隣接した道路敷及び2668の199の地先 公有水面埋立地

892.31平方メートル

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市福祉交流センター大規模改修工事 (建築工事)	大規模改修工事一式 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下2階建 延 9,025.05㎡ ・大規模改修工事 ・ホール吊り天井落下防止対策工事 ・駐車場整備 他	916,850,000円	制限付一般競争入札 (総合評価方式)	中建・杉浦組特定建設工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中区中沢町71番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志 〈その他構成員〉 浜松市中区紺屋町308番地の4 株式会社杉浦組 代表取締役社長 杉浦 政紀

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市福祉交流センター大規模改修工事 (機械設備工事)	大規模改修工事に伴う機械設備工一式 ・空気調和設備更新(吸収式冷温水機、空気調和機、送排風機、配管等) ・給排水衛生設備更新(受水槽、ポンプ、衛生器具、配管等) ・ホール吊り天井落下防止対策工事	1,034,000,000円	制限付一般競争入札 (総合評価方式)	日管・ハマネン特定建設工事共同企業体 (代表者) 浜松市中区池町220番地の4 日管株式会社 代表取締役社長 三輪 容次郎 (その他構成員) 浜松市西区入野町619番地の4 株式会社ハマネン設備センター 代表取締役 仲村 弘

財産の交換について

道路用地の一部取得にあたり、交換差金を伴う財産の交換をする。

浜松市長 鈴木 康 友

1 交換により市が取得する財産

目 的	所 在 地	財産の概要	取得予定価格
道路用地の 取得	浜松市南区倉松町 字大池680番3	公衆用道路 116.19㎡	395,477円
	浜松市南区倉松町 字大池681番2	公衆用道路 42.94㎡	146,155円
	計 2筆	合計 159.13㎡	合計 541,632円

2 交換にあたり市から相手方に供する財産

目 的	所 在 地	財産の概要	取得予定価格
道路用地の 取得の交換 に供するた め	浜松市南区倉松町字大 池614番地先から603番 地先まで 計1筆	公衆用道路 326.75㎡ 合計 326.75㎡	1,112,163円 合計 1,112,163円

3 交換差金 570,531円

4 交換の相手方 浜松市南区倉松町604番地の2
株式会社大洋製作所
代表取締役 宮地信晴

市有財産処分について

次のとおり市有財産を売却する。

浜松市長 鈴木 康 友

目的	財産の概要	処分予定価格	処分の相手方	備考
第三都田地区工場用地 10区画、12区画の分譲	都田川山土地 区画整理事業 用地		岐阜県大垣市横曽根 三丁目2番8	(従前地) 浜松市北区 都田町
	10 区画 1,242.68 m ²	10区画 38,771,616円	株式会社メディック 代表取締役 今井 利光	10 区画 仮換地 7772 番 1
	12 区画 10,018.04 m ²	12区画 376,678,304円		12 区画 仮換地 7772 番 3 7772 番 44 7772 番 45 7772 番 46 7772 番 47 7772 番 48 7772 番 49 7772 番 50 7772 番 51 7772 番 52 7772 番 53 7772 番 56 7772 番 57 7772 番 58
	計 11,260.72 m ²	計 415,449,920円		7777 番 6 7777 番 7 7777 番 12 7777 番 13 7777 番 14 7777 番 15 7777 番 16 7777 番 17

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故、障害児通所支援事務処理誤謬事件、損害賠償請求事件にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
47	令和2年 12月7日	和 解 433,200円	浜松市天竜区 春野町長蔵寺 A氏	令和2年 6月30日	浜松市天竜区 春野町宮川字竹沢2430 番地の1地先 物損事故
事故の状況		午後8時45分頃、相手方車両が県道春野下泉停車場線を西進中、道路上の岩石（高さ25cm×幅50cm）に衝突し、岩石に乗り上げたことにより、車両の前部及びエンジンマウント等を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市60% 相手方40%			
対 策		令和2年7月 落石防止柵設置。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
48	令和2年 12月23日	和 解 157,561円	浜松市西区 伊左地町 B氏	令和2年 9月19日	浜松市中区 鹿谷町39番地の15 地先 物損事故
	事故の状況	午後6時00分頃、相手方自転車は国道257号を北進中、路肩に発生した穴ぼこ（幅8cm、長さ50cm、深さ5cm）に車輪を落とし転倒し、相手方自転車のハンドル、ペダル等を破損した物損事故である。			
	負担割合	浜松市60% 相手方40%			
	対 策	令和2年9月 補修工事完了。			
49	令和2年 12月23日	和 解 21,956円	浜松市東区 小池町 C氏	令和2年 10月10日	浜松市東区 天王町1981番地の3 地先 物損事故
	事故の状況	午後6時15分頃、相手方車両が市道小池52号線を西進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅40cm、長さ80cm、深さ10cm）に右側前輪を落とし、タイヤを損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市50% 相手方50%			
	対 策	令和2年10月 補修工事完了。			
50	令和2年 12月25日	和 解 1,306,045円	浜松市西区 篠原町 D氏	令和2年 5月7日	浜松市西区 伊左地町1117番地の1 地先 人身・物損事故
	事故の状況	午後1時30分頃、相手方が伊佐地川堤防道路である市道伊左地69号線を歩行中、路面下に空洞ができていた箇所を踏み抜き、転倒した際にコンクリート壁に体を打ちつけ、肋骨の骨折及び腰部等を負傷し、眼鏡を破損した人身及び物損事故である。			
	負担割合	浜松市100%			
	対 策	令和2年6月 復旧工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
1	令和3年 1月18日	和 解 299,459円	浜松市中区 葵西三丁目 E氏	令和2年 2月18日	浜松市西区 湖東町5759番地の2 地先 人身事故
事故の状況		午後7時50分頃、相手方が市道萩湖東線を歩行中、市道湖東96号線との交差点部の側溝に転落し右アキレス腱を断裂した人身事故である。			
負担割合		浜松市40% 相手方60%			
対 策		令和2年7月 補修工事完了。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
51	令和2年 11月30日	和 解 549,590円	浜松市中区 富塚町 F氏	令和2年 6月1日	浜松市中区 富塚町4691番地の2 地先 交通事故（人身）
事故の状況		午後0時20分頃、公用車で市道泉倉松線を南進中、交差点を右折しようとした際、道路西側を南進してきた相手方自転車と衝突した人身事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員に対し体調が悪い時は運転しないよう指導するとともに、課員に対し事故防止のため安全運転を徹底するよう注意喚起を図った。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
52	令和2年 11月30日	和 解 296,674円	浜松市南区 白羽町 G氏	令和2年 9月23日	浜松市南区 白羽町1175番地 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前11時20分頃、連絡ごみ回収のため3tダンプ車にて白羽町内を走行中、停車のため車両を左側に寄せたところ、車両左後方上部が相手方建物のパイプシェードに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				
53	令和2年 11月30日	和 解 1,392,300円	浜松市中区 浅田町 H氏	令和2年 9月29日	浜松市西区 西鴨江町670番地の1 地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後1時20分頃、公用車で県道浜松雄踏線を西進中、交差点で店舗に入る車を待つ最後尾の相手方車両後部に追突した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、当該職員から課員に対して今後の事故再発防止対策について報告を行い、事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容
54	令和2年 12月7日	和解 35,200円	浜松市南区 田尻町 I氏	令和2年 8月12日	浜松市南区 田尻町地内 交通事故（物損）
事故の状況		午後3時00分頃、家屋調査の訪問先にて公用二輪車を駐車した際、公用二輪車のスタンドが完全に乾いていなかった駐車場土間コンクリートの表面に接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に対して、訪問前の事前確認に加え、訪問時に駐車場所を確認してから駐車場内に進入するよう注意喚起した。			
2	令和3年 1月18日	和解 37,140円	浜松市中区 和合北四丁目 J氏	令和2年 1月14日	浜松市中区 高丘北三丁目22番 地先 交通事故（物損）
事故の状況		午前10時20分頃、公用車にて市道高丘101号線を南進中、一時停止を無視して交差点に西進してきた相手方車両右側面と公用車前部が衝突した物損事故である。			
過失割合		浜松市10% 相手方90%			
対 策		事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課内職員に運転中に起こりうる状況を予見した安全運転及び事故防止を心掛けるよう指示した。			

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
55	令和2年 11月27日	和 解 104,500円	周智郡森町 天宮 K氏	令和2年 8月13日	浜松市天竜区 春野町胡桃平498番地先 物損事故
	事故の状況 消防ヘリコプターによる救急活動中、消防ヘリコプターからの吹き下ろしの風により、K氏が所有する空家の屋根瓦2枚が落下し、破損した物損事故である。				

障害児通所支援事務処理誤謬事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年月日	和解の内容
番号	年月日				
3	令和3年 1月14日	和 解 31,579円	浜松市浜北区高菌 775番地の1 社会福祉法人浜松 市社会福祉事業団 理事長 島野哲幸	令和3年 1月14日	障害児通所支援事業 における利用者負担 の多子軽減措置を適 用しなかったことに 対して、浜松市は相手 方に対する損害賠償 として31,579円、 8,205円を支払うこと で和解したもの。
		和 解 8,205円	浜松市北区根洗町 681番地の5 社会福祉法人ひか りの園 理事長 川島順三	令和3年 1月14日	
誤謬の状況 令和2年6月、障害児通所支援事業における利用者負担の多子軽減措置を適用しなかった事務処理誤りにより、5年の時効期間を過ぎた2事業者6人分について、給付費の追給及び利用者負担額の還付が生じることが判明した。					
和解条項 1 障害児通所給付費にかかる追給について、賠償金額31,579円及び8,205円を支払う。 2 相手方はこの件に関し、当方に対してその余の請求をしない。					

損害賠償請求事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年月日	和解の内容
番号	年月日				
4	令和3年 1月18日	和 解 0円	浜松市東区 有玉南町 L氏	令和3年 1月18日	地下道での転落事故に係る損害賠償請求事件に対して和解したものの。
事件の概要		令和元年10月2日午後2時5分頃、中区旭町の中央地下道南西入口階段において、視覚障がいのある相手方が転落し頭部に怪我を負った。この件について、転落したのは点字ブロックが設置されていなかった市の管理上の瑕疵によるものとして、相手方から損害賠償請求事件の訴状が提出された。			
和解条項		<ol style="list-style-type: none"> 1 浜松市は、引き続き、相手方を含む市民に対し、親切で、丁寧な対応をするよう努めることとする。 2 浜松市は、引き続き、視覚障害者を含む障害者に配慮した道路の整備に努めることとする。 3 相手方は、その余の請求を放棄する。 4 当事者双方は、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は各自の負担とする。 			

第 44 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改正について

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する条例の一部を
改正する条例

(浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 浜松市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年浜松市条例第53号）の一部を
次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が<u>押印し、又は署名</u>しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の審査申出人の口頭による意見陳述を行った場合においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の審査申出人の口頭による意見陳述を行った場合においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p>
<p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>記名押印し、又は署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

<p>6 (略)</p> <p>7 委員会は、口頭審理を終了したときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、審査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(事実調査)</p> <p>第9条 委員会は、事実について調査を行った場合においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 委員会は、前3条に規定するもののほか次の事項を記載した委員会の議事についての調書を作成し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 委員会は、口頭審理を終了したときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、審査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(事実調査)</p> <p>第9条 委員会は、事実について調査を行った場合においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 委員会は、前3条に規定するもののほか次の事項を記載した委員会の議事についての調書を作成し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市消防団に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市消防団に関する条例（昭和40年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 45 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市職員定数条例の一部改正について

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例（昭和28年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,262人</u></p> <p>(3) 上下水道部の職員 <u>250人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</p> <p>ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>167人</u></p> <p>イ 学校の職員 <u>4,498人</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,269人</u></p> <p>(3) 上下水道部の職員 <u>247人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</p> <p>ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>173人</u></p> <p>イ 学校の職員 <u>4,476人</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 46 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 査察指導員、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司その他これらに準じる者として規則で定めるものが社会福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 査察指導員、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司その他これらに準じる者として規則で定めるものが社会福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき <u>(次号の業務に従事したときを除く。)</u>。</p> <p><u>(5) 児童相談所に勤務する職員その他規則で定める職員が児童の福祉の相談、指導、保護等の業務のうち規則で定めるものに従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 前項第5号の業務 業務に従事した日</u> <u>1日につき1,000円</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当)</p> <p>5 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年</u></p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当)</p> <p>5 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ</u></p>

政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第7条第1項第1号（規則で定める作業に限る。）及び第19条第1項の規定は、適用しない。

イルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第7条第1項第1号（規則で定める作業に限る。）及び第19条第1項の規定は、適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事する業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

第 47 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
土 木 ・ 建 築	(1)～(32) (略)	(1)～(32) (略)	
	(33)～(80) (略)	(33) 居住環境向上用途誘導 地区における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可の申請	160,000
	(81) 低炭素建築物新築等計画認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）	(34)～(81) (略)	
	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合	(82) 低炭素建築物新築等計画認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）	
	次に掲げる金額の合計額	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合	
	(ア)・(イ) (略)	次に掲げる金額の合計額	
	(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が	(ア)・(イ) (略)	
	あ (略)	(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が	
	い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	あ (略)	
	29,000	い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000
	う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000	
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000	
88,000	お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000	
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000	
139,000	き 25,000平方メートル以内のもの	217,000	
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの			
176,000			
か 25,000平方メートル以内のもの			
220,000			

ルを超えるもの	
(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計が	
あ (略)	
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>29,000</u>
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>88,000</u>
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>139,000</u>
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>176,000</u>
か 25,000平方メートルを超えるもの	<u>220,000</u>
イ ア以外の場合	
次に掲げる金額の合計額	
(ア)・(イ) (略)	
(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	<u>120,000</u>
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>198,000</u>
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>308,000</u>
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>396,000</u>
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>473,000</u>
か 25,000平方メートルを超えるもの	<u>551,000</u>
(エ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行った	

ルを超えるもの	
(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計が	
あ (略)	
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>17,000</u>
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>29,000</u>
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>87,000</u>
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>137,000</u>
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>174,000</u>
き 25,000平方メートルを超えるもの	<u>217,000</u>
イ ア以外の場合	
次に掲げる金額の合計額	
(ア)・(イ) (略)	
(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	<u>118,000</u>
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>149,000</u>
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>195,000</u>
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>304,000</u>
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>390,000</u>
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>466,000</u>
き 25,000平方メートルを超えるもの	<u>543,000</u>
(エ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行った	

ものを除く。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	265,000
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	422,000
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	601,000
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	737,000
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	869,000
か 25,000平方メートルを超えるもの	992,000
(オ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	93,000
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	156,000
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	253,000
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	330,000
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	397,000
か 25,000平方メートルを超えるもの	465,000
(82) (略)	
(83) 低炭素建築物新築等計画変更認定の申請(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)	
ア 都市の低炭素化の促進	

ものを除く。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	246,000
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	309,000
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	399,000
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	569,000
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	701,000
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	829,000
き 25,000平方メートルを超えるもの	946,000
(オ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	94,000
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	158,000
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	256,000
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	334,000
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	402,000
き 25,000平方メートルを超えるもの	471,000
(83) (略)	
(84) 低炭素建築物新築等計画変更認定の申請(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)	
ア 都市の低炭素化の促進	

に関する法律第55条第2項
において準用する同法第
54条第1項第1号に掲げる
基準に適合することを証
する書面として市長が認
めたものを添付する場合

次に掲げる金額の合計
額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅
以外の住宅の共用部分
(一次エネルギー消費
量の評価を行ったもの
に限る。)の床面積の合
計が

あ (略)

い 300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以内のもの 17,000

う 2,000平方メートル
を超え5,000平方メー
トル以内のもの 53,000

え 5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの 83,000

お 10,000平方メー
トルを超え25,000平方
メートル以内のもの 106,000

か 25,000平方メー
トルを超えるもの 132,000

(エ) 住宅以外の建築物又
はその部分の床面積の
合計が

あ (略)

い 300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以内のもの 17,000

う 2,000平方メートル
を超え5,000平方メー
トル以内のもの 53,000

え 5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの 83,000

お 10,000平方メー
トルを超え25,000平方メ
ートル以内のもの 106,000

か 25,000平方メー
トルを超えるもの 132,000

に関する法律第55条第2項
において準用する同法第
54条第1項第1号に掲げる
基準に適合することを証
する書面として市長が認
めたものを添付する場合

次に掲げる金額の合計
額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅
以外の住宅の共用部分
(一次エネルギー消費
量の評価を行ったもの
に限る。)の床面積の合
計が

あ (略)

い 300平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以内のもの 10,000

う 1,000平方メー
トルを超え2,000平方メ
ートル以内のもの 17,000

え 2,000平方メートル
を超え5,000平方メー
トル以内のもの 52,000

お 5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの 82,000

か 10,000平方メー
トルを超え25,000平方
メートル以内のもの 104,000

き 25,000平方メー
トルを超えるもの 130,000

(エ) 住宅以外の建築物又
はその部分の床面積の
合計が

あ (略)

い 300平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以内のもの 10,000

う 1,000平方メー
トルを超え2,000平方メ
ートル以内のもの 17,000

え 2,000平方メートル
を超え5,000平方メー
トル以内のもの 52,000

お 5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの 82,000

か 10,000平方メー
トルを超え25,000平方
メートル以内のもの 104,000

き 25,000平方メー
トルを超えるもの 130,000

イ	ア以外の場合	
	次に掲げる金額の合計額	
	(ア)・(イ) (略)	
	(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
	あ 300平方メートル以内のもの	61,000
	い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	101,000
	う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	163,000
	え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	212,000
	お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	254,000
	か 25,000平方メートルを超えるもの	297,000
	(エ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積の合計が	
	あ 300平方メートル以内のもの	133,000
	い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	214,000
	う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	309,000
	え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	382,000
	お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	452,000
	か 25,000平方メートルを超えるもの	518,000
	(オ) 住宅以外の建築物又	

イ	ア以外の場合	
	次に掲げる金額の合計額	
	(ア)・(イ) (略)	
	(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
	あ 300平方メートル以内のもの	60,000
	い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	76,000
	う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000
	え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000
	お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	209,000
	か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	250,000
	き 25,000平方メートルを超えるもの	293,000
	(エ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積の合計が	
	あ 300平方メートル以内のもの	124,000
	い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	156,000
	う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	202,000
	え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	293,000
	お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	364,000
	か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	432,000
	き 25,000平方メートルを超えるもの	494,000
	(オ) 住宅以外の建築物又	

はその部分（モデル建物法により評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	47,000
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,000
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	135,000
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	215,000
か 25,000平方メートルを超えるもの	254,000

(84) (略)

(85) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下第87号までにおいて同じ。）の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。

ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（モデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築又は改築（以下第87号までにおいて「増築等」という。）の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で

はその部分（モデル建物法により評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	48,000
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,000
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	136,000
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	181,000
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	218,000
き 25,000平方メートルを超えるもの	257,000

(85) (略)

(86) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下第88号までにおいて同じ。）の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。

ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（エに規定する建築物及びモデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築又は改築（以下第88号までにおいて「増築等」という。）の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準

除して得た値（以下「BEI値」という。）を1.2以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの	265,000
(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	422,000
(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	601,000
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	737,000
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	869,000
(カ) 25,000平方メートルを超えるもの	992,000

イ 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（モデル建物法により評価を行ったものに限る。）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.2以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの	93,000
(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	156,000
(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	253,000
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	330,000
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	397,000
(カ) 25,000平方メートル	465,000

一次エネルギー消費量で除して得た値（以下「BEI値」という。）を1.1以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの	246,000
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	309,000
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	399,000
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	569,000
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	701,000
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	829,000
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	946,000

イ 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（エに規定する建築物を除き、モデル建物法により評価を行ったものに限る。）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの	94,000
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	158,000
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	256,000
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	334,000
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	402,000
(キ) 25,000平方メートル	471,000

を超えるもの	
ウ 工場等又はその部分の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.2以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積）の合計が	
(ア) (略)	
(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	40,000
(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	104,000
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	157,000
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	195,000
(カ) 25,000平方メートルを超えるもの	242,000

を超えるもの	
ウ 工場等又はその部分（エに規定する建築物を除く。）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積）の合計が	
(ア) (略)	
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	28,000
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	40,000
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	103,000
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	155,000
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	193,000
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	239,000
エ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書を添付する場合において、当該認定に係る他の建築物の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積）の合計が	
(ア) 300平方メートル以内のもの	10,000
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000
(カ) 10,000平方メートル	174,000

(86) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	
次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。	
ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（モデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を <u>1.2</u> 以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積）の合計が	
(ア) 300平方メートル以内のもの	133,000
(イ) 300平方メートルを超え <u>2,000平方メートル以内のもの</u>	214,000
(ウ) <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	309,000
(エ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	382,000
(オ) <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	452,000
(カ) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	518,000
イ 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（モデル建物法により評価を行ったものに限る。）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を <u>1.2</u> 以上としているときに	

<u>を超え25,000平方メートル以内のもの</u>	
(キ) <u>25,000平方メートル</u>	217,000
<u>を超えるもの</u>	
(87) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	
次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。	
ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（ <u>エに規定する建築物及びモデル建物法により評価を行ったものを除く。</u> ）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を <u>1.1</u> 以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積）の合計が	
(ア) 300平方メートル以内のもの	124,000
(イ) 300平方メートルを超え <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	156,000
(ウ) <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	202,000
(エ) <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	293,000
(オ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	364,000
(カ) <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	432,000
(キ) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	494,000
イ 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（ <u>エに規定する建築物を除き、モデル建物法により評価を行ったものに限る。</u> ）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値	

あつては、当該増築等の部分の床面積)の合計が	
(ア) 300平方メートル以内のもの	47,000
(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,000
(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	135,000
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	215,000
(カ) 25,000平方メートルを超えるもの	254,000
ウ 工場等又はその部分の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.2以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積)の合計が	
(ア) (略)	
(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000
(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	61,000
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	92,000
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	116,000
(カ) 25,000平方メートルを超えるもの	143,000

を1.1以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積)の合計が	
(ア) 300平方メートル以内のもの	48,000
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,000
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	136,000
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	181,000
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	218,000
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	257,000
ウ 工場等又はその部分(エに規定する建築物を除く。)の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積)の合計が	
(ア) (略)	
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	60,000
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	91,000
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	141,000
エ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書を添付する場合において、当該認定に係る他の建築物の床面積(その増築	

(87) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の求め

次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあつては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。

ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（モデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.2以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの	66,000
(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	107,000

等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの	6,000
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	130,000

(88) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の求め

次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあつては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。

ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（モデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあつては、当該増築等の部分の床面積）の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの	62,000
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	78,000
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル	101,000

(ウ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル 以内のもの	154,000
(エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの	191,000
(オ) 10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	226,000
(カ) 25,000平方メー トルを超えるもの	259,000
イ 住宅及び工場等以外の 建築物又はその部分（モデ ル建物法により評価を行 ったものに限る。）の床面 積（その増築等の場合にお いて、当該増築等の部分以 外の非住宅部分のBEI値を 1.2以上としているときに あつては、当該増築等の部 分の床面積）の合計が	
(ア) 300平方メートル以内 のもの	23,000
(イ) 300平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの	40,000
(ウ) (略)	
(エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの	89,000
(オ) 10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	108,000
(カ) 25,000平方メー トルを超えるもの	127,000
ウ 工場等又はその部分の 床面積（その増築等の場合 において、当該増築等の部 分以外の非住宅部分のBEI 値を1.2以上としていると きにあつては、当該増築等 の部分の床面積）の合計が	
(ア) (略)	
(イ) 300平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの	11,000
(ウ) (略)	

以内のもの	
(エ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メー トル以内のもの	146,000
(オ) 5,000平方メー トルを超え10,000平方メ ートル以内のもの	182,000
(カ) 10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	216,000
(キ) 25,000平方メー トルを超えるもの	247,000
イ 住宅及び工場等以外の 建築物又はその部分（モデ ル建物法により評価を行 ったものに限る。）の床面 積（その増築等の場合にお いて、当該増築等の部分以 外の非住宅部分のBEI値を 1.1以上としているときに あつては、当該増築等の部 分の床面積）の合計が	
(ア) 300平方メートル以内 のもの	24,000
(イ) 300平方メートルを超 え1,000平方メートル以 内のもの	30,000
(ウ) 1,000平方メー トルを超え2,000平方メ ートル以内のもの	41,000
(エ) (略)	
(オ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの	90,000
(カ) 10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	109,000
(キ) 25,000平方メー トルを超えるもの	128,000
ウ 工場等又はその部分の 床面積（その増築等の場合 において、当該増築等の部 分以外の非住宅部分のBEI 値を1.1以上としていると きにあつては、当該増築等 の部分の床面積）の合計が	
(ア) (略)	
(イ) 300平方メートルを超 え1,000平方メートル以 内のもの	8,000
(ウ) 1,000平方メー トルを超え2,000平方メ ートル以内のもの	11,000
(エ) (略)	

(エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの	46,000	(オ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの	45,000
(オ) 10,000平方メートル を超え25,000平方メー トル以内のもの	58,000	(カ) 10,000平方メートル を超え25,000平方メー トル以内のもの	56,000
(カ) 25,000平方メートル を超えるもの	71,000	(キ) 25,000平方メートル を超えるもの	70,000
(88) 建築物エネルギー消費 性能向上計画認定の申請（建 築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第30条 第2項の規定による申出を行 う場合を除く。）		(89) 建築物エネルギー消費 性能向上計画認定の申請（建 築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第35条 第2項の規定による申出を行 う場合を除く。）	
ア 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律第30条第1項第1号（同項 第4号に規定する場合にあ っては、同項第1号及び第4 号）に掲げる基準に適合す ることを証する書面とし て市長が認めたものを添 付する場合		ア 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律第35条第1項第1号（同項 第4号に規定する場合にあ っては、同項第1号及び第4 号）に掲げる基準に適合す ることを証する書面とし て市長が認めたものを添 付する場合	
当該計画に係る一の申 請建築物及び他の建築物 ごとに次に掲げる金額を 合計した額の合計額		当該計画に係る一の申 請建築物及び他の建築物 ごとに次に掲げる金額を 合計した額の合計額	
(ア)・(イ) (略)		(ア)・(イ) (略)	
(ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 （一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。）の床面積の合 計が		(ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 （一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。）の床面積の合 計が	
あ (略)		あ (略)	
い 300平方メートルを 超え2,000平方メー トル以内のもの	29,000	い 300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	17,000
う 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	88,000	う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	29,000
え 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	139,000	え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	87,000
お 10,000平方メー トルを超え25,000平方 メートル以内のもの	176,000	お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	137,000
か 25,000平方メー トルを超えるもの	220,000	か 10,000平方メー トルを超え25,000平方 メートル以内のもの	174,000
(エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の		き 25,000平方メー トルを超えるもの	217,000
		(エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の	

合計が	
あ (略)	
い 300平方メートルを 超え2,000平方メー トル以内のもの	29,000
う 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	88,000
え 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	139,000
お 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	176,000
か 25,000平方メート ルを超えるもの	220,000
イ ア以外の場合 当該計画に係る一の申 請建築物及び他の建築物 ごとに次に掲げる金額を 合計した額の合計額 (ア)・(イ) (略) (ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が	
あ 300平方メートル以 内のもの	120,000
い 300平方メートルを 超え2,000平方メート ル以内のもの	198,000
う 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	308,000
え 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	396,000
お 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	473,000
か 25,000平方メート ルを超えるもの	551,000
(エ) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものを除く。)の床面積	

合計が	
あ (略)	
い 300平方メートルを 超え1,000平方メート ル以内のもの	17,000
う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	29,000
え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	87,000
お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	137,000
か 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	174,000
き 25,000平方メート ルを超えるもの	217,000
イ ア以外の場合 当該計画に係る一の申 請建築物及び他の建築物 ごとに次に掲げる金額を 合計した額の合計額 (ア)・(イ) (略) (ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が	
あ 300平方メートル以 内のもの	118,000
い 300平方メートルを 超え1,000平方メート ル以内のもの	149,000
う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	195,000
え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	304,000
お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	390,000
か 10,000平方メート ルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	466,000
き 25,000平方メート ルを超えるもの	543,000
(エ) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものを除く。)の床面積	

の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	265,000
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	422,000
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	601,000
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	737,000
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	869,000
か 25,000平方メートルを超えるもの	992,000
(オ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	93,000
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	156,000
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	253,000
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	330,000
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	397,000
か 25,000平方メートルを超えるもの	465,000
(89) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合に限る。)	
次に掲げる金額の合計額	
ア・イ (略)	
(90) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申	

の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	246,000
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	309,000
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	399,000
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	569,000
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	701,000
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	829,000
き 25,000平方メートルを超えるもの	946,000
(オ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	94,000
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	158,000
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	256,000
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	334,000
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	402,000
き 25,000平方メートルを超えるもの	471,000
(90) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合に限る。)	
次に掲げる金額の合計額	
ア・イ (略)	
(91) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申	

請（他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号（同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号）に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が

あ (略)

い 300平方メートルを
超え2,000平方メートル以内のもの 17,000

う 2,000平方メートル
を超え5,000平方メートル以内のもの 53,000

え 5,000平方メートル
を超え10,000平方メートル以内のもの 83,000

お 10,000平方メートル
を超え25,000平方メートル以内のもの 106,000

か 25,000平方メートル
を超えるもの 132,000

(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計が

あ (略)

い 300平方メートルを
超え2,000平方メートル以内のもの 17,000

請（他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号（同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号）に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が

あ (略)

い 300平方メートルを
超え1,000平方メートル以内のもの 10,000

う 1,000平方メートル
を超え2,000平方メートル以内のもの 17,000

え 2,000平方メートル
を超え5,000平方メートル以内のもの 52,000

お 5,000平方メートル
を超え10,000平方メートル以内のもの 82,000

か 10,000平方メートル
を超え25,000平方メートル以内のもの 104,000

き 25,000平方メートル
を超えるもの 130,000

(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計が

あ (略)

い 300平方メートルを
超え1,000平方メートル以内のもの 10,000

う	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000
え	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	83,000
お	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	106,000
か	25,000平方メートルを超えるもの	132,000
イ	ア以外の場合 当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額 (ア)・(イ) (略) (ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ	300平方メートル以内のもの	61,000
い	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	101,000
う	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	163,000
え	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	212,000
お	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	254,000
か	25,000平方メートルを超えるもの	297,000
エ	住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積の合計が	
あ	300平方メートル以内のもの	133,000
い	300平方メートルを	214,000

う	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000
え	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000
お	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000
か	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000
き	25,000平方メートルを超えるもの	130,000
イ	ア以外の場合 当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額 (ア)・(イ) (略) (ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ	300平方メートル以内のもの	60,000
い	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	76,000
う	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000
え	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000
お	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	209,000
か	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	250,000
き	25,000平方メートルを超えるもの	293,000
エ	住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積の合計が	
あ	300平方メートル以内のもの	124,000
い	300平方メートルを	156,000

	<p>超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 309,000</p> <p>え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 382,000</p> <p>お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 452,000</p> <p>か 25,000平方メートルを超えるもの 518,000</p> <p>(オ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が</p> <p>あ 300平方メートル以内のもの 47,000</p> <p>い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 81,000</p> <p>う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 135,000</p> <p>え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 178,000</p> <p>お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 215,000</p> <p>か 25,000平方メートルを超えるもの 254,000</p> <p>(91) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合を除くものとし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合に限る。)</p> <p>次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略)</p> <p>(92) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申</p>	
	<p>超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 202,000</p> <p>え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 293,000</p> <p>お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 364,000</p> <p>か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 432,000</p> <p>き 25,000平方メートルを超えるもの 494,000</p> <p>(オ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が</p> <p>あ 300平方メートル以内のもの 48,000</p> <p>い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 61,000</p> <p>う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 82,000</p> <p>え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 136,000</p> <p>お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 181,000</p> <p>か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 218,000</p> <p>き 25,000平方メートルを超えるもの 257,000</p> <p>(92) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合を除くものとし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合に限る。)</p> <p>次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略)</p> <p>(93) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申</p>	

請（他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。）

次に掲げる金額の合計額

ア 当該計画において新たに記載する他の建築物につき、第88号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額

イ (略)

(93) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

次に掲げる金額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が

あ (略)

い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000

う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 88,000

え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 139,000

お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 176,000

か 25,000平方メートルを超えるもの 220,000

(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計が

あ (略)

い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000

請（他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。）

次に掲げる金額の合計額

ア 当該計画において新たに記載する他の建築物につき、第89号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額

イ (略)

(94) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

次に掲げる金額の合計額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分（一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。）の床面積の合計が

あ (略)

い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,000

う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000

え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000

お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 137,000

か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000

き 25,000平方メートルを超えるもの 217,000

(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計が

あ (略)

い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,000

う	2,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	88,000
え	5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	139,000
お	10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	176,000
か	25,000平方メート ルを超えるもの	220,000
イ	ア以外の場合 次に掲げる金額の合計 額	
(ア)	(略)	
(イ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (仕様基準又はフロア入 力法により評価を行っ たものを除く。)の申請 戸数が あ～け (略)	
(ウ)	(略)	
(エ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (仕様基準又はフロア 入力法により評価を行 ったものに限る。)の申 請戸数が あ～け (略)	
(オ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が	
あ	300平方メートル以 内のもの	120,000
い	300平方メートルを 超え2,000平方メート ル以内のもの	198,000
う	2,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	308,000
え	5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	396,000
お	10,000平方メート	473,000

う	1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの	29,000
え	2,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	87,000
お	5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	137,000
か	10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	174,000
き	25,000平方メート ルを超えるもの	217,000
イ	ア以外の場合 次に掲げる金額の合計 額	
(ア)	(略)	
(イ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (仕様基準、 <u>モデル住宅 法</u> 又はフロア入力法に より評価を行ったもの を除く。)の申請戸数が あ～け (略)	
(ウ)	(略)	
(エ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (仕様基準、 <u>モデル住宅 法</u> 又はフロア入力法に より評価を行ったもの に限る。)の申請戸数が あ～け (略)	
(オ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が	
あ	300平方メートル以 内のもの	118,000
い	300平方メートルを 超え1,000平方メート ル以内のもの	149,000
う	1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの	195,000
え	2,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	304,000
お	5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	390,000
か	10,000平方メート	466,000

ルを超え25,000平方メートル以内のもの	
か 25,000平方メートルを超えるもの	551,000
(カ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	265,000
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	422,000
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	601,000
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	737,000
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	869,000
か 25,000平方メートルを超えるもの	992,000
(キ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	93,000
い 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	156,000
う 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	253,000
え 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	330,000
お 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	397,000
か 25,000平方メートルを超えるもの	465,000
(94)～(103) (略)	
(略)	

ルを超え25,000平方メートル以内のもの	
き 25,000平方メートルを超えるもの	543,000
(カ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	246,000
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	309,000
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	399,000
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	569,000
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	701,000
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	829,000
き 25,000平方メートルを超えるもの	946,000
(キ) 住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	94,000
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	158,000
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	256,000
お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	334,000
か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	402,000
き 25,000平方メートルを超えるもの	471,000
(95)～(104) (略)	
(略)	

備考 (略)	備考 (略)
--------	--------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																			
(納付の時期)	(納付の時期)																																																																																																			
<p>第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、次の各号に規定する手数料については、当該各号に掲げる時期までに納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>別表保健・衛生の項第114号</u> その月分を当該月の翌月末日</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、次の各号に規定する手数料については、当該各号に掲げる時期までに納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>別表保健・衛生の項第111号</u> その月分を当該月の翌月末日</p> <p>(2)・(3) (略)</p>																																																																																																			
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)																																																																																																			
(略)	(略)																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">保</td> <td style="width: 85%;">(1)～(70) (略)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健</td> <td>(71) 飲食店営業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">・</td> <td>ア (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衛</td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生</td> <td>(72) 喫茶店営業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新規許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">9,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">4,800</td> </tr> </table>	保	(1)～(70) (略)		健	(71) 飲食店営業許可の申請		・	ア (略)		衛	イ 継続許可申請の場合	8,000	生	(72) 喫茶店営業許可の申請			ア 新規許可申請の場合	9,600		イ 継続許可申請の場合	4,800	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">保</td> <td style="width: 85%;">(1)～(70) (略)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健</td> <td>(71) 飲食店営業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">・</td> <td>ア (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衛</td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">12,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生</td> <td>(72) <u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可の申請</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新規許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">9,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">7,680</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(73) 食肉販売業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新規許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">9,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">7,680</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(74) 魚介類販売業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新規許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">9,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">7,680</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(75) 魚介類競り売り営業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新規許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">21,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">16,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(76) 集乳業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新規許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">9,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">7,680</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(77) 乳処理業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新規許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">21,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">16,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新規許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">21,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 継続許可申請の場合</td> <td style="text-align: right;">16,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(79) 食肉処理業許可の申請</td> <td></td> </tr> </table>	保	(1)～(70) (略)		健	(71) 飲食店営業許可の申請		・	ア (略)		衛	イ 継続許可申請の場合	12,800	生	(72) <u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可の申請</u>			ア 新規許可申請の場合	9,600		イ 継続許可申請の場合	7,680		(73) 食肉販売業許可の申請			ア 新規許可申請の場合	9,600		イ 継続許可申請の場合	7,680		(74) 魚介類販売業許可の申請			ア 新規許可申請の場合	9,600		イ 継続許可申請の場合	7,680		(75) 魚介類競り売り営業許可の申請			ア 新規許可申請の場合	21,000		イ 継続許可申請の場合	16,800		(76) 集乳業許可の申請			ア 新規許可申請の場合	9,600		イ 継続許可申請の場合	7,680		(77) 乳処理業許可の申請			ア 新規許可申請の場合	21,000		イ 継続許可申請の場合	16,800		(78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請			ア 新規許可申請の場合	21,000		イ 継続許可申請の場合	16,800		(79) 食肉処理業許可の申請	
保	(1)～(70) (略)																																																																																																			
健	(71) 飲食店営業許可の申請																																																																																																			
・	ア (略)																																																																																																			
衛	イ 継続許可申請の場合	8,000																																																																																																		
生	(72) 喫茶店営業許可の申請																																																																																																			
	ア 新規許可申請の場合	9,600																																																																																																		
	イ 継続許可申請の場合	4,800																																																																																																		
保	(1)～(70) (略)																																																																																																			
健	(71) 飲食店営業許可の申請																																																																																																			
・	ア (略)																																																																																																			
衛	イ 継続許可申請の場合	12,800																																																																																																		
生	(72) <u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可の申請</u>																																																																																																			
	ア 新規許可申請の場合	9,600																																																																																																		
	イ 継続許可申請の場合	7,680																																																																																																		
	(73) 食肉販売業許可の申請																																																																																																			
	ア 新規許可申請の場合	9,600																																																																																																		
	イ 継続許可申請の場合	7,680																																																																																																		
	(74) 魚介類販売業許可の申請																																																																																																			
	ア 新規許可申請の場合	9,600																																																																																																		
	イ 継続許可申請の場合	7,680																																																																																																		
	(75) 魚介類競り売り営業許可の申請																																																																																																			
	ア 新規許可申請の場合	21,000																																																																																																		
	イ 継続許可申請の場合	16,800																																																																																																		
	(76) 集乳業許可の申請																																																																																																			
	ア 新規許可申請の場合	9,600																																																																																																		
	イ 継続許可申請の場合	7,680																																																																																																		
	(77) 乳処理業許可の申請																																																																																																			
	ア 新規許可申請の場合	21,000																																																																																																		
	イ 継続許可申請の場合	16,800																																																																																																		
	(78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請																																																																																																			
	ア 新規許可申請の場合	21,000																																																																																																		
	イ 継続許可申請の場合	16,800																																																																																																		
	(79) 食肉処理業許可の申請																																																																																																			

		ア 新規許可申請の場合	21,000		
		イ 継続許可申請の場合	16,800		
		(80) 食品の放射線照射業許可の申請			
		ア 新規許可申請の場合	21,000		
		イ 継続許可申請の場合	16,800		
		(81) 菓子製造業許可の申請			
		ア (略)			
		イ 継続許可申請の場合	11,200		
		(82) アイスクリーム類製造業許可の申請			
		ア (略)			
		イ 継続許可申請の場合	11,200		
		(83) 乳製品製造業許可の申請			
		ア (略)			
		イ 継続許可申請の場合	16,800		
(73)	菓子製造業許可の申請				
	ア (略)				
	イ 継続許可申請の場合	7,000			
(74)	あん類製造業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	14,000			
	イ 継続許可申請の場合	7,000			
(75)	アイスクリーム類製造業許可の申請				
	ア (略)				
	イ 継続許可申請の場合	7,000			
(76)	乳処理業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	21,000			
	イ 継続許可申請の場合	10,500			
(77)	特別牛乳搾取処理業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	21,000			
	イ 継続許可申請の場合	10,500			
(78)	乳製品製造業許可の申請				
	ア (略)				
	イ 継続許可申請の場合	10,500			
(79)	集乳業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	9,600			
	イ 継続許可申請の場合	4,800			
(80)	乳類販売業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	9,600			
	イ 継続許可申請の場合	4,800			
(81)	食肉処理業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	21,000			
	イ 継続許可申請の場合	10,500			
(82)	食肉販売業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	9,600			
	イ 継続許可申請の場合	4,800			
(83)	食肉製品製造業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	21,000			
	イ 継続許可申請の場合	10,500			
(84)	魚介類販売業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	9,600			
	イ 継続許可申請の場合	4,800			
(85)	魚介類競り売り営業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	21,000			
	イ 継続許可申請の場合	10,500			
(86)	魚肉練り製品製造業許可の申請				
	ア 新規許可申請の場合	16,000			
	イ 継続許可申請の場合	8,000			
(87)	食品の冷凍又は冷蔵業許可				

可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000
イ 継続許可申請の場合	10,500
(88) 清涼飲料水製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	10,500
(89) 乳酸菌飲料製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	14,000
イ 継続許可申請の場合	7,000
(90) 冰雪製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	10,500
(91) 冰雪販売業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	14,000
イ 継続許可申請の場合	7,000
(92) 食用油脂製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	10,500
(93) マーガリン又はショートニング製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000
イ 継続許可申請の場合	10,500
(94) みそ製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	8,000
(95) 醤油製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	16,000
イ 継続許可申請の場合	8,000
(96) ソース類製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	16,000
イ 継続許可申請の場合	8,000
(97) 酒類製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	8,000
(98) 豆腐製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	7,000
(99) 納豆製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	7,000

(84) 清涼飲料水製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	16,800
(85) 食肉製品製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000
イ 継続許可申請の場合	16,800
(86) 水産製品製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000
イ 継続許可申請の場合	16,800
(87) 冰雪製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	16,800
(88) 液卵製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	21,000
イ 継続許可申請の場合	16,800
(89) 食用油脂製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	16,800
(90) みそ又は醤油製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	12,800
(91) 酒類製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	12,800
(92) 豆腐製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	11,200
(93) 納豆製造業許可の申請	
ア (略)	
イ 継続許可申請の場合	11,200

(100) <u>めん類製造業許可の申請</u>		(94) <u>麺類製造業許可の申請</u>	
ア (略)		ア (略)	
イ <u>継続許可申請の場合</u>	7,000	イ <u>継続許可申請の場合</u>	11,200
(101) <u>そうざい製造業許可の申請</u>		(95) <u>そうざい製造業許可の申請</u>	
ア (略)		ア (略)	
イ <u>継続許可申請の場合</u>	10,500	イ <u>継続許可申請の場合</u>	16,800
(102) <u>缶詰又は瓶詰食品製造業許可の申請</u>		(96) <u>複合型そうざい製造業許可の申請</u>	
ア <u>新規許可申請の場合</u>	21,000	ア <u>新規許可申請の場合</u>	30,000
イ <u>継続許可申請の場合</u>	10,500	イ <u>継続許可申請の場合</u>	24,000
		(97) <u>冷凍食品製造業許可の申請</u>	
		ア <u>新規許可申請の場合</u>	21,000
		イ <u>継続許可申請の場合</u>	16,800
		(98) <u>複合型冷凍食品製造業許可の申請</u>	
		ア <u>新規許可申請の場合</u>	30,000
		イ <u>継続許可申請の場合</u>	24,000
		(99) <u>漬物製造業許可の申請</u>	
		ア <u>新規許可申請の場合</u>	14,000
		イ <u>継続許可申請の場合</u>	11,200
		(100) <u>密封包装食品製造業許可の申請</u>	
		ア <u>新規許可申請の場合</u>	21,000
		イ <u>継続許可申請の場合</u>	16,800
		(101) <u>食品の小分け業許可の申請</u>	
		ア <u>新規許可申請の場合</u>	14,000
		イ <u>継続許可申請の場合</u>	11,200
(103) <u>添加物製造業許可の申請</u>		(102) <u>添加物製造業許可の申請</u>	
ア (略)		ア (略)	
イ <u>継続許可申請の場合</u>	10,500	イ <u>継続許可申請の場合</u>	16,800
(104) <u>魚介類等行商許可の申請</u>	2,770		
(105) <u>魚介類等行商記章再交付の申請</u>	730		
(106)～(131) (略)		(103)～(128) (略)	
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の浜松市手数料条例（以下「新条例」という。）別表土木・建築の項第33号、第82号、第84号、第89号、第91号及び第94号の規定は、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表土木・建築の項第86号及び第87号の規定は、施行日以後に提出される建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について適用し、施行日前に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表土木・建築の項第88号の規定は、施行日以後にされる求めに係る手数料について適用し、施行日前にされた求めに係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表保健・衛生の項第71号から第102号までの規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第 48 号 議 案

令和 3年 2月 19日 提 出

浜松市介護保険条例の一部改正について

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例

浜松市介護保険条例（平成12年浜松市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和2年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>19,923円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>26,564円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,167円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,770円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,412円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,373円</u></p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあっては、当該合計所得金額から令第</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>21,093円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>28,124円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,702円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,280円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,312円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,858円</u></p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合にあっては、当該</p>

22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額)をいう。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 83,015
円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 99,618
円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者
116,221円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者
132,824円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者
149,427円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者
166,030円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者
182,633円

附 則

(保険料の減免申請期限の特例)

第3条 (略)

合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額(当該合計所得金額が零を下回る場合にあっては、零)をいう。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 87,890
円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者
105,468円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者
123,046円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者
140,624円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者
158,202円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者
175,780円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者
193,358円

附 則

(保険料の減免申請期限の特例)

第3条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例)

第4条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率についての第4条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合にあつては、零)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の浜松市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。この場合において、令和3年度分の保険料に係る同条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「第4条」とあるのは、「浜松市介護保険条例の一部を改正する条例(令和3年浜松市条例第 号)による改正前の第4条」とする。

第 49 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主並びに賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。次項において同じ。）の合算額が、<u>同法第314条の2第2項に規定する金額</u>を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主並びに賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。次項において同じ。）の合算額が、<u>同法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等（政令第29条の7第5項第1号に規定する世帯主等をいう。以下この項において同じ。）のうち給与所得者等の数（同号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）</u>を超えない世帯に係る保険料の納付義務</p>

ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に政令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない

者

ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に政令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険

い世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

2～5 (略)

(保険料に関する申告)

第22条 市長は、保険料の納付義務者に対し、当該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要があると認める事項を記載した申告書の提出を求めることができる。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 地方税法第317条の6第1項又は第3項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務のある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの

料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

2～5 (略)

(保険料に関する申告)

第22条 市長は、保険料の納付義務者に対し、当該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要があると認める事項を記載した申告書の提出を求めることができる。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 地方税法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務のある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第 50 号 議 案

令和 3年 2月 19日 提 出

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(経営の基本)		(経営の基本)	
第3条 (略)		第3条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 病院の病床数は、次のとおりとする。		3 病院の病床数は、次のとおりとする。	
名称	病床数	名称	病床数
(略)		(略)	
浜松市国民健康保険 佐久間病院	一般病床 36床 療養病床 20床 感染症病床 4床	浜松市国民健康保険 佐久間病院	一般病床 36床 感染症病床 4床

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 51 号 議 案

令和 3年 2月 19日 提 出

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例

浜松市食品衛生法の施行に関する条例（平成12年浜松市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。<u>以下「法」という。</u>）の施行について、必要な事項を定める。</p> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p><u>第1条の2</u> (略)</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p><u>(給食施設の届出)</u></p> <p><u>第3条 法第62条第3項に規定する場合において、食品の供与を開始した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(許可営業以外の営業の届出)</u></p> <p><u>第4条 政令第35条各号に掲げる営業以外の営業で別表に規定するものを開始した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行について、必要な事項を定める。</p> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

第 52 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部改正について

浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例

浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例（平成18年浜松市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(趣旨)					(趣旨)				
<p>第1条 この条例は、県が施行する建設事業等について静岡県建設事業等市町村負担金徴収条例（昭和48年静岡県条例第34号）により市が負担する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定める。</p>					<p>第1条 この条例は、県が施行する建設事業等について静岡県建設事業等市町村負担金徴収条例（昭和48年静岡県条例第34号）により市が負担する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定める。</p>				
別表（第2条・第3条関係）					別表（第2条・第3条関係）				
事業名	事業種別	受益者	分担金の総額	受益者ごとの分担金の額	事業名	事業種別	受益者	分担金の総額	受益者ごとの分担金の額
農業 農村 整備 事業	中山 間地 域総 合整 備事 業	(略)			農業 農村 整備 事業	中山 間地 域総 合整 備事 業	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 53 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について

浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

浜松市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年浜松市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 違法駐車等 <u>法第44条</u>、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第3項若しくは第49条の4の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 違法駐車等 <u>法第44条第1項</u>、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第3項若しくは第49条の4の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 54 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 歩道上の自転車駐車場 <u>道路法第2条第2項第6号</u> に規定する自転車駐車場で道路上に設けられたものをいう。 (6) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 歩道上の自転車駐車場 <u>道路法第2条第2項第7号</u> に規定する自転車駐車場で道路上に設けられたものをいう。 (6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 55 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市道路法等施行条例の一部改正について

浜松市道路法等施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市道路法等施行条例の一部を改正する条例

浜松市道路法等施行条例（平成24年浜松市条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、道路法（昭和27年法律第180号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）<u>第2条第9号</u>に規定する特定道路に係る同法の施行について、必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、道路法（昭和27年法律第180号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）<u>第2条第10号</u>に規定する特定道路に係る同法の施行について、必要な事項を定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 56 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について

浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市道路占用料徴収条例（昭和28年浜松市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																	
<p>（占用料の徴収）</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、当該許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を<u>4月30日</u>までに徴収する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本1年につき 470</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>970</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>920</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートル1年につき 4</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他の線類</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	占用料		単位	金額 (円)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき 470	第2種電柱	720	第3種電柱	970	第1種電話柱	420	第2種電話柱	670	第3種電話柱	920	その他の柱類	42	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき 4	地下に設ける電線その他の線類	（略）	<p>（占用料の徴収）</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、当該許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を<u>5月31日</u>までに徴収する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本1年につき 560</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>860</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートル1年につき 5</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他の線類</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	占用料		単位	金額 (円)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき 560	第2種電柱	860	第3種電柱	1,200	第1種電話柱	500	第2種電話柱	800	第3種電話柱	1,100	その他の柱類	50	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき 5	地下に設ける電線その他の線類	（略）
占用物件	占用料																																																		
	単位	金額 (円)																																																	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき 470																																																	
	第2種電柱	720																																																	
	第3種電柱	970																																																	
	第1種電話柱	420																																																	
	第2種電話柱	670																																																	
	第3種電話柱	920																																																	
	その他の柱類	42																																																	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき 4																																																	
地下に設ける電線その他の線類	（略）																																																		
占用物件	占用料																																																		
	単位	金額 (円)																																																	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき 560																																																	
	第2種電柱	860																																																	
	第3種電柱	1,200																																																	
	第1種電話柱	500																																																	
	第2種電話柱	800																																																	
	第3種電話柱	1,100																																																	
	その他の柱類	50																																																	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき 5																																																	
地下に設ける電線その他の線類	（略）																																																		

	路上に設ける変圧器	1個1年につき	410
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	840
	郵便差出箱及び信書便差出箱		350
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,600
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	840
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		25
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		50
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		76
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		250
	外径が1メートル以上のもの		500
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき

	路上に設ける変圧器	1個1年につき	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,700
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300
	外径が1メートル以上のもの		600
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	(略)
		階数が2のもの		(略)
		階数が3以上のもの		(略)
	上空に設ける通路	(略)		
	地下に設ける通路	770		
その他のもの		840		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	26	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	260	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	260
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,600
	標識	1本1年につき	670	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	26	
	その他のもの	1本1月につき	260	
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	26	

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	(略)
		階数が2のもの		(略)
		階数が3以上のもの		(略)
	上空に設ける通路	(略)		
	地下に設ける通路	800		
その他のもの		1,000		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	27	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	270	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	270
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,700
	標識	1本1年につき	800	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	27	
	その他のもの	1本1月につき	270	
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	27	

	く。)	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	260
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,600
		その他のもの		(略)
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル1年につき	840
政令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1年につき	A に 0.034 を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月につき	260
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1月につき	84
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	A に 0.017 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.024 を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		(略)
		階数が2のもの		(略)
		階数が3以上のもの		(略)
その他のもの		A に 0.034 を乗じて得た額		
政令第7条第9号	建築物		占有面積1平方	A に 0.017 を

	く。)	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	270
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,700
		その他のもの		(略)
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル1年につき	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1年につき	A に 0.033 を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月につき	270
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1月につき	100
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	A に 0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.023 を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		(略)
		階数が2のもの		(略)
		階数が3以上のもの		(略)
その他のもの		A に 0.033 を乗じて得た額		
政令第7条第9号	建築物		占有面積1平方	A に 0.016 を

に掲げる施設	その他のもの	メートル1年につき	乗じて	に掲げる施設	その他のもの	メートル1年につき	乗じて
			得た額				得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.024</u> を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		(略)		その他のもの		(略)
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.017</u> を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に <u>0.024</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		A に <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		A に <u>0.034</u> を乗じて得た額		その他のもの		A に <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.034</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.017</u> を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に <u>0.024</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		A に <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		A に <u>0.034</u> を乗じて得た額		その他のもの		A に <u>0.033</u> を乗じて得た額
備考 (略)				備考 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用料の減免) 第4条 市長は、占有物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。	(占用料の減免) 第4条 市長は、占有物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の電線</p> <p>(4)～(13) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第15号の4に規定する特定卸供給事業者を除く。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の電線</p> <p>(4)～(13) (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）第2条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に既に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて道路を占有していた者が同日以降において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有するときの当該占有物件に係る令和3年度以降の各年度の占用料の額は、当該占有物件に係る当該各年度の前年度における占用料の額に1.2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調整占用料額」という。）が新条例第2条の規定による当該占有物件に係る占用料の額に達するまでの間、当該調整占用料額とする。

第 57 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年浜松市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表第2 船明地区整備計画区域の項を次のように改める。

船明地区整備計画区域	A 低層低密住宅地区		200平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	1メートル	(1) 外壁等の後退距離の最低限度に満たない距離	
	B 中低層住宅地区	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2（は）項第6号に規定するもの (2) 店舗・飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、政令第130条の5の2で定めるもので、その用途に供する部分の床面積が150平方メートルを超えるもの		外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離	1メートル	にある部分の水平面における中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物	15メートル
	C-1 補助幹線沿道住宅地区					(2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積が5平方メートル以内の物置（車庫を除く。）	
	C-2 幹線沿道住宅地区					(3) 軒の高さが2.3メートル以下の車庫	
	D 住宅配慮型工業地区	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2（に）項第3号、第5号、第6号及び第8号に規定するもの (2) 法別表第2（ほ）項第2号に規定するもの (3) 法別表第2（ぬ）項第4号に規定するもの (4) 法別表第2（る）項第1号に規定するもの					
	E センタ	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2（に）項					

一地区	第2号（自動車修理工場を除く。）、第3号から第6号まで及び第8号に規定するもの (2) 法別表第2（ほ）項第2号に規定するもの (3) 法別表第2（へ）項第3号及び第5号に規定するもの (4) 法別表第2（り）項第2号に規定するもの (5) 法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に規定するもの							
F 誘導施設地区	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号及び第2号に規定するもの (2) 法別表第2（に）項第3号から第6号までに規定するもの (3) 法別表第2（ほ）項第2号に規定するもの (4) 法別表第2（へ）項第3号に規定するもの (5) 法別表第2（り）項第2号に規定するもの (6) 法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に規定するもの	2,000平方メートル		(1) 外壁等の面から道路境界線までの距離 (2) 外壁等の面から隣地境界線までの距離	5メートル 1メートル			

附 則

この条例は、公布の日後最初の船明地区整備計画区域に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更の告示があった日から施行する。

第 58 号 議 案

令和 3年 2月 19日 提 出

浜松市火災予防条例の一部改正について

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例

浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第10号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第20号、同条第2項第1号、第11条第1項（第7号及び第10号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第11号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第20号、同条第2項第1号、第11条第1項（第7号及び第10号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車という。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車という。<u>第12号</u>において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(1)～(3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(7)～(11) (略)

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2)～(4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(8)～(12) (略)

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13)・(14) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のう

充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のう

ち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10)～(13) (略)

(14) 水素ガスを充てんする気球

ち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)～(14) (略)

(15) 水素ガスを充填する気球

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る浜松市火災予防条例の規定の適用については、なお従前の例による。

第 59 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
条例の一部改正について

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
 条例の一部を改正する条例

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和
 46年浜松市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p>第5条の2 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p>(勤務条件の特例)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p>第5条の2 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する指針 <u>(以下「指針」という。)</u>に基づき、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p>(勤務条件の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)</u></p> <p><u>第6条の2 教育委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある教育職員については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務条件条例第2条第1項から第4項まで、第3条及び第4条の規定にかかわらず、教育委員会規則の定めるところ</u></p>

ろにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均して1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分（勤務条件条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定めた時間、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定めた時間、同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で教育委員会が定めた時間）となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3 第1項の教育委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 第1項に規定する週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

(2) 対象期間

(3) 対象期間の起算日

(4) 対象期間を定めることができる期間の範囲

(5) 特定期間（対象期間中の特に業務が繁

忙な期間をいう。次号において同じ。)

(6) 特定期間の起算日

(7) 対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日数及び総勤務時間）

4 教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めなければならない。

6 教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、指針に定める措置を講じるものとする。

(勤務することを要しない時間の指定)

第6条の3 教育委員会は、前条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、指針に定める措置を講じることができなくなった場合又は講じることができなくなることが明らかとなった場合においては、当該措置を講じることができなくなった時点の日又は講じることができなくなることが明らかとなった時点の日以降において4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときには、当該教育職員に対して、前条第1項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち勤務条件条例第8条第1項に規定する休日等を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を教育委員会規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を1週間当たり38時間45分とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命じられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、第5条の時間外勤務とみなす。

(人事委員会との協議)

(人事委員会との協議)

第7条 (略)

第7条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 60 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市新川モール条例の制定について

浜松市新川モール条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市新川モール条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浜松駅周辺部において、にぎわいを創出し、もって魅力の向上に資するため設置する広場について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 広場は、浜松市新川モール（以下「モール」という。）といい、浜松市中区田町、板屋町、鍛冶町及び旭町地内に置く。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にモールの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 次条第1項及び第2項の許可に関する業務

(2) モールの施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、モールの管理に関して市長が必要があると認める業務
(利用の許可)

第4条 モールを利用して次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) モールの一部を独占して見本市、展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

(2) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。

(3) 業として写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為をすること。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) モールの施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可にモールの管理上必要な範囲内で条件を付け

ることができる。

(利用の許可に係る利用時間)

第5条 前条第1項又は第2項の許可に係る行為をするためモールを利用することができる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(行為の禁止)

第6条 モールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項若しくは同法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第2項の許可に係る行為については、この限りでない。

- (1) モールの土地若しくは物件を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの現状を変更すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件をたい積すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (10) 球戯をし、スケートボードをし、又はこれらに類する行為をすること。
- (11) 寝泊まりすること。
- (12) 風紀を乱し、又は乱すおそれのある行為をすること。
- (13) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 指定管理者は、モールの損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又はモールに関する工事のためやむを得ないと認められる場合において、モールを保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めてモールの利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用料金の納付)

第8条 第4条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を

モールを利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。
ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる行為に係る許可 別表第1に定める額

(2) 第4条第1項第2号又は第3号に掲げる行為に係る許可 別表第2に定める額

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、モールの利用に係る予納金（以下「利用予納金」という。）を収受することができる。

6 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（利用権の譲渡禁止）

第11条 利用者は、モールの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（監督処分）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはモールからの退去を命じることができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) 第4条第1項又は第2項の許可に付けた条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、利用者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じることができる。

(1) モールに関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) モールの保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、モールの管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむ

を得ない必要が生じた場合

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、モールの利用を終了したとき又は前条の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちにモールの施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 モールの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 第3条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第2条から第8条までの規定による指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第8条関係）

1 施設

利用時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 午後零時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	午前9時か ら午後9時 30分まで
全面	平日	円 40,370	円 46,310	円 46,310	円 132,910
	日曜日、土曜日及び休日	52,540	60,240	60,240	172,610
区分 1	平日	10,690	12,260	12,260	35,190
	日曜日、土曜日及び休日	13,910	15,950	15,950	45,700
区分 2	平日	8,340	9,570	9,570	27,470
	日曜日、土曜日及び休日	10,860	12,450	12,450	35,680
区分 3	平日	10,690	12,260	12,260	35,190
	日曜日、土曜日及び休日	13,910	15,950	15,950	45,700
区分 4	平日	10,650	12,220	12,220	35,060
	日曜日、土曜日及び休日	13,860	15,890	15,890	45,530

備考

- 休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日をいい、平日とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。

2 午前から午後まで又は午後から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。

3 利用者が準備、片付け又は展示品等を置くため利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。

(1) 準備又は片付けのため利用する場合は、所定の利用料金の7割に相当する額

(2) 継続利用で、そのまま展示品等を置く場合は、次に定める額

ア 第5条本文に規定する利用時間内 所定の利用料金の7割に相当する額

イ 第5条本文に規定する利用時間外 無料

4 利用時間を15分以上超過し、又は繰り返して利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 第5条本文に規定する利用時間内に利用する場合は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金に相当する額

(2) 第5条本文に規定する利用時間外に利用する場合は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 附帯設備

規則で定める額

別表第2（第8条関係）

種目	単位	金額
募金、署名活動その他これらに類する行為	1人1日につき	110円
業として行う写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為	1件1日につき	4,400円

第 61 号 議 案

令和 3年 2月19日提 出

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育行政の一環となる学校給食の実施及び保護者等から徴収する学校給食費の管理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において「学校」とは、浜松市立の幼稚園、小学校及び中学校のうち規則で定めるものをいう。

2 この条例において「学校給食」とは、学校において実施される給食をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、前条の規定により実施される学校給食を受ける幼児、児童若しくは生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は学校給食を受ける者から、学校給食に要する経費のうちこれらの者が負担すべき経費（以下「学校給食費」という。）を徴収する。

2 学校給食費の額は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費の範囲内で規則で定める額とする。

3 第1項の規定により徴収する学校給食費の納期限は、規則で定める。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減免することができる。

(遅延損害金)

第6条 保護者及び学校給食を受ける者は、納期限までに学校給食費を納付しないときは、遅延損害金を市に納付しなければならない。この場合において、遅延損害金の額の計算及び減免については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）の規定による延滞金の額の計算及び減免の例による。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

包括外部監査契約締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和3年4月1日
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 愛知県名古屋市中区栄1丁目2番3号
 - (2) 氏 名 岡野 英生
 - (3) 資 格 公認会計士